

原発メーカー訴訟の会 会報

274-0077 船橋市薬円台3-16-5-626
Tel/Fax 047-465-3989 携帯080-3529-4884
mail:info@maker-sosho.main.jp
URL:http://maker-sosho.main.jp/

郵便振替「原発メーカー訴訟の会 00290-5-125011」

事務局長としての見解

崔 勝久

弁護団通信による一方的な情報操作が行われ、世界中から原告を集めてきた「訴訟の会」の現事務局が不正な会計処理をしたとデマを流して、原発体制の構造的な問題を指摘してきた事務局長を原告から「追放」しようとしています。以下の文書を参照ください。「みなさんに訴えます。弁護団の嘘とでっち上げでめりかためた文書に騙されないでください」 http://oklos-che.blogspot.jp/2014/12/blog-post_12.html

A. 基本的な考え方

私は、原告とサポーターからなる「訴訟の会」の混乱の責任をとって事務局長を辞任すると宣言しました。しかし私は総会までは事務局長の責任を全うすると繰り返し宣言しています。今後の訴訟の会運営における私たちの基本的な考え（見解）と具体案をみなさんに提示します。

1. 原発メーカー訴訟に望む姿勢

事務局長の私の辞任宣言の言葉尻を捉え、即時退任を迫ってきた弁護団は、私の代理人を辞任するという宣言文を公表し原告から追放しようとしています。弁護団は、訴訟の会の解体・分裂を狙い、弁護団通信2号では弁護団の主導に応じる新たな原告団事務局の立ち上げを宣言しました。

現訴訟の会は内外から4000名（海外3000名）の原告を集めました。私たちは裁判の始まりを前にして、訴訟の会の新たな出発を図るべく、早急に4000名の原告を対象にした総会を開催し、新役員の下、裁判闘争の展開と反原発の国際連帯運動の広がりを求めます。

弁護団の主導の下で新たな活動を始める少数の原告は弁護団と一緒にあって、規約を作りゼロから出発した訴訟の会の当初の不備をあげつらい、新たな原告団を作ろうとしています。しかし規約を無視した「クーデター」が許されるはずありません。訴訟の会には島弁護士も副会長として参加していたのです。その不備の責任は島弁護士にもあります。

分断工作をせず、堂々と総会でお互いのマニフェストを発表し、選挙によって世界中の原告の判断を仰ぎようではありませんか。総

会において自分たちの推す役員、事務局長を立てマニフェストを発表しあおうではありませんか。その結果、原告団は一体となり、自律的な組織として弁護団との協力をはかり原告の思いを反映させた裁判闘争を進めるのです。

残念ながら、現在の訴状は原告との協議なく地裁に提出されたものです。原告の思いが反映されない集団訴訟がありえましょうか。今の訴状は、原発事故のメーカー責任を問うのに、資料からの抜粋とこちらの主張が必ずしも明確でなく（弁護団の只野氏の指摘）、日本政府に原発メーカーの免罪を明記する原賠法の制定を求めた世界の構造（NPT体制）の問題とその責任に関しては言及されていません。事故を起こしたGEのマークワン型だけでなく、原発そのものが存在悪であるという主張も脆弱です。裁判は原告が求めたものです。弁護士はその訴訟代理人です。原告の思いを反映させる裁判にしていこうではありませんか。

2. 国際連帯運動の強化

メーカー訴訟の最大の特徴は、海外の原告が39ヶ国、3000人になり、全原告4000名の大多数を占めるということです。原発をなくす運動に国境はありません。原発メーカーの福島事故責任を追求するのに、国際連帯運動を広げることなくしては日本国内の運動に限定されてしまい一國平和主義の枠を超えることはできません。従って私たちは裁判闘争を通じて、原発の再稼働及び原発輸出に反対し、反原発を掲げるあらゆる人たちとの国際連帯の運動を拡げていきます。

3. 事務局体制の強化

大所帯になった訴訟の会の今後の運動方針を確認し新たな運動

を展開するために、私たちは早急に海外の原告を含めた総会を開催し、新役員、新事務局長を選出して新たな第一歩を踏み出します。また内外の原告、サポート会員全員との情報交換を密にし、それぞれの意見が運動に反映されるような体制を作ります。そのためには多くの働き手が必要になってきます。

来年の総会開催、今後の世界に向けた国内外の会員に対する情報発信の手段のために

(通信、HP、FB、Twitter、Skype 会議、その他資料の発刊)、事務局は内外の原告、サポーターによって運営いたします。みなさんの積極的な参加をお願いします。

B. 具体案

1 原告の思いを反映させる裁判闘争展開を

①弁護団の特定の原告の代理人辞任 (=原告の「追放」) の撤回を

求めます

②島弁護士一人を代理人にしさらに島弁護士への依存を強める復代理人制への移行に関して、その問題点を弁護団、原告との間で十分に議論をし、どのような事態になっても実質的に裁判闘争を続けていける体制を図ります

③原告の思いを裁判に反映させるべく、専門家集団を含めた弁護団構成を求めます。

2. 国際連帯運動の強化

1月に招聘する韓国のイ・ジンソプさんご夫妻が甲状腺ガンの責任を原発運営会社に求め地裁で勝利した例から、世界の原発立地地域での同様の闘いを目指します。また被曝二世や世界に広がる原子力の被害者との連帯を具体化します。

①100万人署名の展開

②海外の反原発運動を進める人たちと全世界の反原発運動のネットワークの構築

Q&A 原発メーカー訴訟の会と弁護団の混乱

事務局 八木沼 豊

ご存知の方も多いと思いますが、現在、訴訟の会と弁護団の間で、深刻な「混乱」と「対立」が起こっています。ここでは「混乱」の状況についてQ&Aの形で簡単に説明いたします。

Q：「混乱」とはということですか？

A：弁護団長の島昭宏弁護士と訴訟の会事務局長の崔勝久氏の対立という形で、論争がおき、さらに、弁護団からの事務局長辞任要求と事務局長の辞任表明、弁護団の伊倉秀知弁護士の辞任問題、弁護団から事務局長に対する委任契約解除通告など論争を超えて、深刻な事態になっています。事務局からは再三にわたり話し合いの提案をしておりますが、弁護団が応じないのが実態です。なお、そのような論争を解決するためにも、次の総会の準備が始まりました。

Q：なぜ、こういう混乱が起こったのですか、その原因を教えてください。

A：島昭宏弁護団長と崔勝久事務局長との運動方針の違いが根本にあります。島弁護士は「原発メーカー訴訟の会」で議論するのは「原発ないし原子力に直接関連するテーマのみ（シングル・イシュー）」とするのに対し、「訴訟を展開する上で原発の差別的側面や原発体制の議論は避けて通れない」と崔事務局長は主張しています。これが元で島弁護士を支持するグループと崔氏を支持するグループの間で、論争が起こり、大きな対立と混乱に発展しました。さらに、島弁護士が指摘したのは、メーリングリストに投稿されたメールを、崔氏のブログや、フェイスブックなどに断りもなく掲載したり、メーリングリストに毎日のように投稿したこ

と等です。ただし、この件については、崔氏は謝罪し、解決をみえています。また、「訴訟委任状には認印がなくても、本人の署名(サイン)があれば良い」という島弁護士の指示により訴訟委任状を集めて東京地裁に提出した結果、日本人は認印が必須との判断がありました。訴訟委任状再提出のため、事務局および原告の方々にも多大な迷惑をかけたにも関わらず、謝罪するどころか、次回もあれば同じようにするなど発言し、島弁護士への信頼をますます失墜させたことも挙げられます。なお、島弁護士を原発メーカー訴訟の弁護士として依頼したのは、一昨年夏に適切な弁護士を求めて、e-shiftのMLに流した崔事務局長の公募に島弁護士だけが応じてくれたためです。

Q：事務局長辞任問題とは何ですか？

A：「事務局長が、原発体制の根幹は差別だと内外に訴え、自身のライフワークである民族差別闘争を成し遂げるための手段として原発メーカー訴訟を利用するなどということは言語道断です。」ということを経由して事務局長の辞任を島弁護団長が要求しました。崔事務局長は、混乱の責任をとって辞任表明しましたが、会に責任があるため辞任の時期は次の総会としているのに対し、弁護団は、法律的には辞任表明と同時に資格・権限を失っていると主張しています。なお、多くの会員が崔氏を支持しています。

Q：弁護団が崔氏の辞任するとはということですか？

A：「原告」は、「訴訟委任状」により、島弁護士以下22名の弁護士を「訴訟代理人」として選定しています。「訴訟代理人」は、

法律によって、特定の原告との委任契約を解約することができます。これを辞任といいます。この権利を利用して、弁護団は、崔氏に対する訴訟代理人を辞任しようとしています。この辞任届が東京地裁に提出され受理されると、崔氏は依然原告ではありますが、「本人訴訟」または別の弁護士による「分離裁判」を行うこととなります。

Q：復代理人とはなんですか？

A：一旦、島弁護士以外の21名の弁護士が、全原告の「訴訟代理人」を辞任します。その上で、一人残った島弁護士が再度21名の弁護士を復代理人として選定します。

何故、こんなことをするかというと、原告が署名した「訴訟委任状」に記載されている弁護士の数が「訴訟委任状」の印刷時期により違っているためです。このままだと裁判の進行上大きな支障を起こすということで東京地裁からの要請です。弁護団は、ただの形式的なことだと説明していますが、原告からは、こういう体制にすると、弁護団の中で、ますます島弁護士の主張が強引に通されることになるのではという懸念の声があがっています。現在のところ、弁護団会議は、ほとんど開かれていない状況です。

Q：伊倉秀知弁護士問題とはなんですか？

A：弁護団に所属している伊倉弁護士が、脱原発派の参議院議員山本太郎氏を選挙違反で告訴した事件の代理人であったことが判

明しました。しかも、この告訴は、「強い日本を創る国民会議」という原発推進派の団体です。また、伊倉秀知弁護士が所属する塩谷総合法律事務所は、過去、日弁連から懲戒処分（業務停止3カ月）をうけた日くつきの事務所です。伊倉弁護士による山本太郎氏告訴は、ごく通常の弁護士業務であるという見方もありますが、倫理的な面で問題視する人、あるいは、極右による訴訟の分断・破壊工作を疑う人もいます。10月4日の弁護団との合同会議では、島弁護団長は12月に予定されている復代理人選定時に伊倉弁護士をはずす予定と発言しました。

Q：「原発メーカー訴訟弁護団通信 第1号」発行問題

A：11月8日の事務局の定例会議で、いきなり発行のための費用18万円が弁護団から要求されました。しかし、弁護団通信発行については、会計担当者以外、事務局も含めた原告に全く知らされていません。通信をご覧になった方も多いと思いますが、事務局長の辞任や原告との委任契約解除、弁護団弁護士の辞任などはいっさい記載されておらず、弁護団会議の情報さえありません。会議では、費用負担は多数決で拒否されました。もちろん、事前に事務局と相談し、会で計画している「会報誌」との調整をした上であれば、発行費用を負担するのは問題ないのですが…。

尚、混乱に乗じて問題が起きていますが、何が問題なのか分析し継続して通信で説明・掲載します。 以上

差別・抑圧を基礎にする原発体制に抗する ロサンゼルス在住 SAM KANNO

日本の「反原発・反核」の運動がこれまで“国際連帯”の旗を掲げられないで来たのはなぜでしょう？

日本の「反原発・反核・反戦」の大衆運動においても、日本政府・統治権力者と同じで、「遅れたアジア」は教え導く対象ではあっても、「連帯」すべき（つまりイーブンな）相手ではなかったということだと思います。

中国、あるいは韓国、朝鮮を「仮想敵国（?!）」としていると見える安倍政権の登場を許してしまったことによって、日本の「反原発」をはじめとする大衆運動がアジアの人々と手を結び得る内容を持ったものとして展開されていないのではないかと推測されるものとなりました。「再び戦争が出来る国」としてのレジームチェンジを図ろうとする安倍政権を、選挙を通じて（いわば日本の「民意」の反映として）登場させてしまったことは、アジア諸国の人々にとってはショックなことです。「戦争放棄」の第9条を持つ「平和憲法」を掲げ、平和国家を標榜してきた日本を、米国がオフシア（遠くからの）balancingなる戦略の下で中

国に対抗する駒として扱おうとすることに応じて、“島嶼防衛強化を中心に軍備を増強し、さらには米国に付き従って再び「軍隊」を海外に派遣することを可能にしようとしていることは、1600万人もの死者を伴った「被侵略」の経験を持つアジア諸国の人々にとっては耐えられないことだと思います。「戦力としての武力の永久放棄」は日本のアジア侵略、その戦争責任についての真摯な反省が表明されたものとして国際社会では受け止められてきました。これを「受け入れた」と見せかけて、営々と69年間にわたってひっくり返す工作を続けて来た日本の保守政権については何というべきでしょうか。あのアジアで2000万人もの死者を生み出した戦争とその敗北についてまともに考え抜かれたものとは思えません。

アジア諸国の人々に日本から「反原発・反核」の国際連帯を呼びかけるにあたっては不可避に日本の過去の戦争責任や歴史認識、自衛隊の海外派遣、潜在的核保有国、民間大企業の軍需部門への参入と拡大（武器輸出3原則の「撤廃」）などについての見解が問われると思います。残念ながら、戦後の日本は「平和憲法」を信奉しながら、朝鮮戦争やベトナム戦争特需を通じて、その戦

争における兵站部門を受け持ち、さらには出撃基地としての在日米軍基地の使用を国として「容認」して来てしまったのです。日本はアジアにおける戦争において戦後も「暗黙のうちに」加害者の立場に立ってきたのです。その点についての反省を抜きに、どうして「反核・反戦」の国際連帯を呼びかけることができるでしょうか。

「日本は第二次世界大戦における敗戦国だということです。(略)しかしわれわれ日本人は、本当はその意味がよくわかっていない。(略)第二次大戦の敗北によって、日本は世界の最底辺国に転落しました。しかしそうした状況の中、戦後世界の覇者となったアメリカに対し、徹底した軍事・外交面での従属路線をとることで、第二次大戦の敗戦国(最底辺国)から、冷戦における戦勝国(世界第二位の経済大国)へとかけあがっていった。」(『日本はなぜ、『基地』と『原発』を止められないのか』矢部宏治著、集英社P192)

この米国への徹底した従属路線を白井聡さんは『永続敗戦論』(大田出版)で徹底的に内部切開し、1945年の敗戦時から今まで続く“永続敗戦”と名づけました。他方、アジアに対してはその経済的成功ゆえに戦前からの帝国主義宗主国の優越意識が温存されたのです。それは永続敗戦の代償作用でもあるのです。

NNAF 日本代表佐藤大介氏によって隠蔽された「非核アジアフォーラム・台湾」で論議されたこと

「これまでのフォーラム(NNAF)では、自分の意見を押し付けたりせず、お互いの意見や状況や立場を尊重しあって、対等な信頼関係を作ってきました」というNNAF日本代表の佐藤大介氏による文書の文言は、「相互尊重」の美名の下に、日本の反原発・反核運動の限界に対する無自覚と、台湾で盛り上がりつつある反核の運動への無関心を示したものです。さらに姑息なことにフォーラムにおける以下の論議を隠蔽する意図が込められていました。

声明文作成過程における論議としては、現地で配られた草案に、①台湾を始め各国の原発立地地域住民の要望として即時稼働停止と廃炉の声が強かったにも拘らず、その声をエネルギーシフトの方向へ誘導する“再生エネルギー利用”が強調されていること(日本の一部産業界が目指す方向でもある)。②台湾第4原発の廃炉にむけた住民投票のハードルが高く、「容認」の結果ともなり得るにもかかわらず、それを回避するための方策が欠落していること。③原発における被曝労働の問題や、フクシマなどの原発被災地における放射能汚染被害の深刻さについての言及がないこと。④核兵器を核兵器保有5カ国(米、口、英、仏、中)に独占させて世界を軍事的なコントロール(=支配)下に置く他方で、その“正当化のために”同じ核技術による核発電をIAEA(国際原子力機関)の保障管理の下で世界中に拡散させているNPT(核不拡散条約)体制への批判がなく、むしろ「肯定」している文言があること。⑤原発メーカーの責任が追求されていないこと。などが問題とされ、そうした点を修正する論議がなされて、一部は

声明文にも反映されたのです。そうしたフォーラムにおいて真摯に為された論議の一切を「相互尊重」の名の下に隠蔽することは、明らかに当初の草稿に記された“エネルギーシフト”を目指す運動へフォーラム自体を誘導する意図を窺わせるものでした。

島弁護士を考える「脱原発」の運動と、「原発メーカー訴訟」とは？

そうした政治的意図を秘めたNNAF文書を、「原発メーカー訴訟の会」の原告、サポーター、弁護士団合同の正式会議で配布することを促し、崔さんをはじめとするNNAFメンバーの台湾での活躍を「フォーラムを妨害するもの」と貶め、“崔事務局長の訴訟からの排除”をあらためて試みた島弁護士の意図する原発メーカー訴訟とはどんなものでしょう。ここにきて、島弁護士の思い描く「反原発」の運動なるものがようやく明らかになりました。

島弁護士はサポーターの菅谷さんが明らかにしてくれたように、『えねべん』という弁護士を中心とする社団法人をつうじて小泉元首相などととも再生可能エネルギーの普及や環境保護運動を提唱しています。一方で、地方再生運動として再生可能自然エネルギーへのエネルギーシフトや、NNAFなどを使ったアジア地域での省エネ・環境「保全」製品市場の開拓という日本の一部産業界の意を受けた(小泉氏の提唱する日本の優秀な技術力を駆使した廃炉事業も含めた「脱原発」に向けた新たな産業を興すこと)活動を繰り広げつつ、他方で原発メーカー訴訟を原発メーカーの製造物責任に限定したものと、つまり製造物の優秀性・安全性に限定した責任追及という、『えねべん』の活動と“親和性のあるもの”として展開することが考えられていると思います。

環境保護運動などは、核による環境破壊を不可避にする原発に対する一定のプロテストの意味を持つとはいえ、巨大企業による世界市場での自由な企業活動(新自由主義)を保障するために“安全保障”の名の下の核兵器による世界支配の論理がまかり通る現実においてあまりにもデフェンシブです。すでにフクシマ、あるいは沖縄で作られている悲惨は棚上げされて、環境に負荷をかけない製品などの推奨運動に収斂されかねないものです。なによりも原発メーカーがその製造物責任を問われなかったり、日本政府が原発をやめることができないばかりか、海外輸出まで必死にならざるを得ない本当の理由として、日米安保体制の下の「安保法制」という米国への従属を法的に認めた体制の下では日本に外交・軍事における自己決定権がないという現実を押し隠すものとして機能するからです。

日本における圧倒的マイノリティの在日朝鮮人として、“就職差別という被差別”の体験と、“国際世論に訴えることによってその「人権意識の希薄な日本の常識」を覆した”という体験を持つ崔事務局長だからこそ、日本の国内で完結する「反原発」運動の限界を超えて、「原発輸出反対」や「台湾第4原発反対運動への支援」、さらには「強大国の核による世界支配とマイノリティ差別を前提にした国際的な原発(NPT)体制の打破」といった主張を世界的に訴えるとともに実質的なオーガナイズを原告

4000名(39カ国)の原発訴訟として実現することが出来たのです。

マイノリティの人権の否定は現在進行形の被災地の人権侵害と同じ問題です。こうした基本的人権の侵害は日本においては憲法によって保障されているはずですが、在日朝鮮人は日本「国民」ではないので日本では法的に保障されていません(占領軍による憲法草案の“The People”を意図的に“国民”と翻訳して日本国籍保持者以外の人々の基本的人権を憲法による保障から排除したのです)。そして原発災害という安全保障に関わる人権侵害は日本国憲法の上位にある安保法制によってやはり“侵害の法的判断を停止する”という形で救済しないというのが日本の最高裁判所の判断なのです。日立製作所による朝鮮人への人権侵害は、韓国・欧米を中心に国際的に繰り広げられた日立製品不買宣言など国境を越えた運動によって日立が“民族差別に基づく人権侵害であることを認め、朴鐘碩さんに謝罪し、4年後に入社を受け入れたのです。個別企業としての日立が企業イメージの低下を恐れて敗訴を認めたのであって、残念ながら社会的広がりを持ったものとして日本社会に受け入れられたとはいえません。依然として入社選考以前の書類選考の時点で在日朝鮮人が撥ねられるケースもあり、政府は、排外主義を煽るヘイトスピーチを規制することもできません。

政令指定都市として最初に国籍条項を撤廃した川崎市は、「当然の法理」(国籍)を理由に、採用した外国籍公務員に決裁権ある管理職、許認可の職務に就かせないことを明記した「外国籍職員の任用に関する運用規程」(マニュアル)を作り、差別を制度化しました。「運用規程」は作りませんでした。日本全国の自治体でこのような差別が実施されており、外国籍住民は「二級市民扱い」されているのが日本社会の現実です。差別を是認した「当然の法理」(運用規程)は、自治体首長の裁量で撤廃できます。

原発被災地における人権侵害も(この訴訟においては原発メーカーの“未必の故意”による健康被害の広範囲における発生など)、「福島子ども疎開訴訟」における仙台高裁の判決のように、その健康被害の実態は「認定」しても、「日米原子力協定」という憲法より上位にある“安保法制”によって)メーカーの製造物責任は“免責”されているとして、日本国憲法との整合性に欠ける論

理(統治行為論、裁量行為論、第三者行為論など)を持って認定しないでしょう。そのことの不合理を明らかにした大きな“社会的圧力”を国内的・国際的に創り出すことが必要です。

「原発メーカー訴訟」を、議論を中心とした民主的な運営で進めていこう。

では、見てきたような島路線、崔路線のどちらが訴訟にとって基本となるべきでしょうか。どちらもあっていいと思いますが、一方が他方を論議以外の策を弄して排撃するものであってはならないと思います。その点で島弁護士による崔事務局長に対する「弁護士の権限」を振り回しての排除工作はこの訴訟に係わる意図を疑わせるものでした。“マイノリティ差別”は“従属国国民への人権侵害”と同質のものです。そのマイノリティの主張を「訴訟への広範な支持を失わせるもの」と捉えたとするならば、この訴訟の意義をまったく理解していないものと言わざるを得ません。伊倉弁護士のように原発を推進しようとする側からの分断工作が見え見えの言辞も容認してはならないと思います。そうした工作は今後もますます激しく仕掛けられると思います。このMLでの論議を通じてまずは言論によって封殺していかなくてはならないと思います。崔事務局長の海外出張費の支出をめぐるごたごたも国際的連帯をどういうものとして認識しているかということに関わります。原発メーカー訴訟は不可避に米国の軍事的・外交的世界戦略をも対象にする訴訟です。日本企業三社の製造物責任の問題としてだけ捉える場合は当然にも海外への呼びかけは位置づかないのです。国際連帯の最も重要な意味は、“相手国内に自分と同じ原発や核実験による核ヒバクや軍事基地の存在に苦しむ人々を見る”ということだと思います。まして自らが従属国の二級市民扱いされている自覚がなくて、アジアでの経済的優位を根拠とした優越意識を根強く保持している日本人にとって他国に自分と同じ人々を見つけることは重要です。そのことだけが「国」なるもので隔てられ、時として相互に憎しみを煽られ、戦争にまで動員される「国民」なるモンスターから離脱する手段なのです。日本の右傾化に悼差すのではなく、抗していきましょう。

(続きます)

「混乱」は真実を浮き彫りにする

釜ヶ崎反失業連絡会共同代表 本田哲郎

原発メーカー訴訟原告の本田哲郎です。大阪西成の釜ヶ崎に住んで25年、いたわりと気遣いにみちた日雇い労働、野宿労働の先輩、仲間たちに受け入れてもらい、建前のきれいごとではなく真実に目を向けるよう、日々ながされています。そのほとんどの一人ひとりが、安心して働き生活できる居場所、住まい、仕事がなく、格差社会ゆえに貧困から抜け出せず、たえず向けられる忌避と差別に、負けてなるかと歯を食いしばっている人たちです。

弓場さんの声掛けをいただいて、原発メーカー訴訟のことを知り、原告として参加しました。釜ヶ崎の仲間たちにも伝え、賛同して原告になる人たちも出てきました。

原発が電力供給安定のためではなく、核兵器の製造と保持のためのプルトニウム生産システムであったとは、まったく気づきませんでした。しかも、原発が稼働しているかぎり、日常的に捨て場のない核廃棄物を生み出し、大気を汚染し、畑も宅地も、地下

水、海の水を、事故がなくても、汚染しつづけていたのだと知って、これまでの自分の鈍感さに恥じ入りました。

2011年3月11日の福島原発事故は、25年前のチェルノブイリ原発事故もそうでしたが、原発というものが、人が人として生きるすべ、土地、家、仕事をすべて奪い取り、家族を分断し、帰郷のめどのない難民生活を強いる反社会的な存在であったことを暴露しました。

事故から3年もたつてなお、原子炉建屋からの放射能汚染水の流出を止める有効な手立てもなく、試行錯誤のくりかえしであり、「除染」の名のもとに、水洗いや表土の鋤代えをやらせて、汚染を拡散し、作業する労働者に被爆を強いるだけです。被爆の危機にさらされるのは、かならずいつも貧困家庭からの出稼ぎ労働者であり、釜ヶ崎のような「寄せ場」の日雇い労働者です。被爆対策もずさんで、健康についての追跡調査もありません。福井の稼働中の原発によく日雇いで行っていたKさんの話では、

会社の人は防護服を着て線量計をもって離れたところで見ているけど、水漏れの拭き掃除はいつも日雇いの自分たちだったと。内蔵の多機能疾患でかれはこの春亡くなりました。69才でした。原発の立地場所のみならず、存続の仕組みそのものが差別構造以外の何ものでもなかったということです。

にもかかわらず、現政権と電力会社と原発メーカー企業は結託して、「原発再稼働」「原発輸出」を押しすすめ、御用学者たちは真実から目をそむけたまま、原発の安全神話をかたりつづけています。川内原発の再稼働を強引に決め、老朽した高浜原発の再開をもくろんでいます。

原発メーカー訴訟の会MLでのこの間の議論が、どれほど真摯で啓発的であるか、うれしく読んでいます。やり取りが激しいからといって、わたしは「混乱」とは思いません。それぞれ立ち位置のちがいが、価値観の違いを鮮明にする作業工程だと思っています。真実が少しずつ明らかにされてきています。

訴訟の会への意見・要望

佼成学園教職員組合 佐藤和之

私たちの労働組合とその仲間は、2011年の3.11直後から月1回のペースで、「原発反対新宿デモ」を続けている。加えて、杉並や台東でも随時、清掃労働者、水道労働者、旧国鉄労働者、郵政労働者、教育労働者、争議団、各地のユニオンらが結集し、集会やデモを続けている。こうした形態をとるのは、首相官邸前行動では労働組合旗が禁止されているからだが、積極的に「労働者はどこにでも存在する」ことを示したいからだ。

劣悪な労働条件で働く原発労働者は、多重請負構造の下にあり、偽装請負も少なくない。労働安全基準はあっても、経営による放射線管理手帳の改竄などが指摘されており、命の危険に曝されているのが実情だ。そして今や、福島やその近県で働く清掃労働者、水道労働者、運輸労働者らも、被ばく労働の危険に直面している。そもそも、福島原発で働く労働者は、近隣住民でもあることが多い。

「原発推進」の電力総連や電機連合の傘下組合はもちろんだが、総じて労組による「脱原発」の取り組みは弱い。「反原発労働運動」の歴史をもつ電産中国や全日本運輸一般原発分会は、経営側の弾圧と内部対立から崩壊していった。現在、福島連帯ユニオンや郡山自由労組が「労働相談」活動を実施しているが、それを「脱原

発」の闘いに押し上げるのは困難である。危険な労働であっても、失業すれば餓死するのが労働者なのだから。

「原発メーカー訴訟」は、3.11以後も被ばく労働を強制し、原発輸出を推進する企業の責任を追及する結集軸として意義があると思ひ、私も原告になった。原発企業は原賠法で免責されているが、労働者は生活と権利を守るため、法を使って法を乗り越えてきた。国際連帯の歴史も古く、1919年にはILOが設立されている。その目的の一つは、国際労働基準の確立・普及と各地の闘争を通じて、労働条件を国際的に平準化することだ。特に、「資本と国家の論理」を自覚した、旧植民地の労働者との連帯が問われてきた。

そして現在、「脱原発」の旗を掲げながら、グローバリズムにより拡大した格差や差別と闘うと同時に、戦後「社会主義国」を含めて成立したNPT体制を問うことが重要だと思う。「原発メーカー訴訟」には、内外約4千名の原告・サポーターが結集している。私自身も原発事故の当該国に生きてきた者として、企業の責任を国際的に追及すると同時に、さらに世界の労働者・民衆と連帯していきたい。

福井集会報告 11月22日

福井 小浜市明通寺にて

10月4日の弁護団と訴訟の会事務局の合同会議のビデオをみて、今後を考えようと言うのが、会の趣旨でした。

福井県内の訴訟の会11名中参加7名。県外から5名の参加者。

福井の反原発のリーダーであり、明通寺のご住職である中嶋哲演師に案内され、座敷に上がりました。当日早朝、合同会議の全文、会議での配布資料（会計報告、NNAF 佐藤大介氏配布チラシ）、

島弁護士のメール集、河合弁護士のメール文などの資料作成。

京都から崔さんと他2名が到着。午後3時半ごろまでビデオ観賞になりましたが、皆さん、最後まで集中して聴いていました。小休止の後、初顔合わせの方が大半で少人数でもあり、まずは、自己紹介から始まりました。ひとりひとりが、ご自分の人生経験、仕事からの思いを重ねて原発、原発メーカー、それらを支える制度に対する怒り、批判を語り、様々な形で、社会運動や脱・反原発活動に取り組んでいます。

自己紹介が終わり、「ビデオの感想などを話しあってはどうか」という提案があり、合同会議における島弁護士と伊倉弁護士の崔さん、事務局への批判的意見に対して疑問の声が圧倒的でした。事務局会計への疑惑などの意見には、福井での大飯原発差止訴訟の事務局員から、怒りの声があがりました。「いかに訴訟とその運動を立ち上げるのが大変か、訴訟をたちあげるのは、一般市民であり、ビデオで理想論を理由に一方向的に非難するようなことではない」という意見でした。どなたも反論する人はいませんでした。

福井訴訟の立ち上げと維持・運営を経験した中心メンバーは、

陰口はともかく、このような異様な批判（非難）にあったことはありません。「大変だ」と労いの言葉を聴くようなことはあっても、ビデオのような、敵意感情を持って批判することはないということです。「何もしない人に限って一方向的にあんな非難をする。」といった事を直感し、怒ったのだと思います。また、多くの人たちも、仕事や様々な社会活動などの経験から、同じような印象をもったと思います。

中嶋哲演師は、所用のためビデオなどは時折顔を出す程度だったのですが、「これは生みの苦しみである。これを糧にしよう」と語っていました。「皆さんの意見は判るが、なんとか、弁護団と協力関係になれないか？」という提案をされました。「事務局から弁護団へ、申入れ書や、原告有志と弁護団との会談を予定している」といった説明もあり、解決策は、弁護団に働きかけていくことになりました。

参加した人は「いい会になった」と語っていました。多くの課題が残りましたが、私たちは、混乱をバネに変え、原発メーカー訴訟をやり抜くことを確認しました。国際連帯で、原発体制と向き合い、打破しましょう！

大阪集会報告

弓場 彬人

11月23日（日曜日）大阪南YMC Aにおいて過去5回の集会に参加された関西地区の原告の方々を中心に崔勝久事務局長と18名に方々にご参加いただき集会を開催しました。

前半は2012年NNA Aを設立から、同年11月NNA A主催の集会での崔事務局長と島弁護士の訴訟に向けた合意形成を挟み、原発メーカー訴訟の会が2013年11月に発足。発足から今日まで過去の議事録などで振り返りました。2014年10月4日の合同会議以降事態は進展しているが会場の雰囲気を感じてもらうために、10.4会議の様子の一部をビデオで観ました。

その後、崔勝久事務局長とこれまでの訴訟の会とこれからのについて意見交換をしました。

会場参加者からは①島弁護士と崔事務局長の対立とメーリン



グリストの混乱②裁判の趣旨③弁護団と事務局との和解の可能性④事務局の運営について④NNA Fの台湾フォーラム報告等の質問と意見があり、崔事務局長は質問、意見に対し以下のように考えを述べられました。

①原発メーカー訴訟は単にメーカー責任の追及に終始するのではなく、原発体制の不条理をみとめてもらうことである。体制から派生する差別、植民地主義、核の恐怖などをあぶり出し、国際連帯によるその背景をも準備書面などによって明らかにし、訴状内容に厚みをもたせ裁判を長期化、勝利するように原告・弁護団が協力し力をつけていくことが大切だ。

②今回の訴訟の発想は日立闘争に勝訴した在日の経験があり、在日が訴訟を提起した必然性があった。差別問題などを争点化するものではない。そこを問題視した島弁護士はその過ちを認め謝罪しているが、代理人を降りるということは未だ撤回していない。

③本訴訟に島弁護士が最初に理解を示し協力してくれたことに敬意を表したい。事務局と弁護団の関係修復を図り、弁護団をより強力にサポートするために総会を開催し新事務局体制の整備に全力を尽くす。事務局長の関係修復に全力を尽くすという力強い発言に会場参加者から大きな支持と激励の拍手があった。

今回、残念ながら島弁護士の出席はかなわなかったが、渡辺会長が運動方針で述べられた「人間は弱い草であることを自覚し、互いに思いやる」ことの大切さ、隔ての壁を権勢によらず真理に照らして乗り越えねばならないことを改めて認識した集会であった。

去る11月24日(祝日)、九州地方の「メーカー訴訟」の原告たちは、崔事務局長をお招きして、ML上で議論された諸課題の認識を深めるために「原告集会」を開催した。会場となった福岡国際教会には、緊急な招集にもかかわらず、福岡市内の方々をはじめ、遠路から合わせて18名の「訴訟の会」に所属する人々が参加した。九州地方には78名の原告がいるが、参加できなかった方々からも電話や葉書などで励ましの言葉を頂いた。

この「原告集会」は特定の立場から企画されたものではなく、さまざまな意見を持っている原告が自分の理解をさらに深めることを目的としたものであった。「集会」は夕食をはさんで、5時間(10月4日の拡大事務局会議の上映を含む)に及んだ。参加者からは、ML上での「差別発言」や「人格中傷」批判が表明された。その一方で、原告メーカー訴訟の本質に関する認識を深めるには、今日までの「激論」は必要な過程であったという認識も表明された。さらに、原告の再稼働や増設を防ぐ国内の運動は重要だが、国内での建設が困難になればなるほど、原告メーカーはその市場を海外に求めている事態に対し、国際連帯が必要であるとの認識を深めた。核不拡散条約(NPT体制)が原告メーカーの国際的な商業活動を下支えしてきた歴史や、「いのちの序列化」

という原告の差別構造に対し「原告メーカー訴訟」がいかに切り込むことができるかが討議された。

崔事務局長と参加者との対話を通して、「原告メーカー訴訟」の意義についての理解を深め合った。参加者から、自分と考えを共にできない原告を切り捨てるという島弁護士発言に深刻な疑問が表明されたが、その一方で、島弁護士が崔氏に対して事務局長を辞任するよう迫ったとき、いかなる理由があろうとも、崔氏はその大義の無い圧力を拒否すべきであったという意見が大半を占めた。なぜなら、大義の無い辞任要求の受諾はそれこそ大義がないからである。

集会はふたつの要請を事務局と弁護団に表明した。これをもってわたしの報告とする。

- ① 事務局は、4000名の原告の訴追の意思と思想の大枠を再確認するとともに、その声を反映する法廷を造り上げていくために、できる限り速やかに「原告メーカー訴訟の会」の総会を開催すること。
- ② その総会まで、島昭宏弁護士と崔事務局長は協力して裁判を進め、島弁護士、ならびに、原告は裁判の深まりに必要な議論は行うべきだが、裁判の進展を妨げるような論争は慎むこと。

今後の予定

●韓国古里原告に甲状腺がんの責任を求め、裁判勝利したイ・ジンソップさんを日本に招待する計画です。イさんは、自分の勝利をきっかけにして日本でも同様の裁判が始まることを期待し、各地で講演を2015年1月末に予定します。
http://oklos-che.blogspot.jp/2014/10/blog-post_31.html

●2015年2月22日(日)13:00~17:00
「原告と差別、日本の戦後を考える講演会」
場所: JR水道橋 在日本韓国YMCA(東京都千代田区猿樂町2-5-5)
03-3233-0611
・基調と問題提起(崔勝久事務局長)
・小出裕章さんと白井聡さんの講演
・コメント(『戦後史再考』編者の大野光明さん、番匠健一さん、写真家の樋口健二さん、朴鐘碩など)

●カンパのお願い
「原告メ-カ-訴訟の会」支援・協力御礼申し上げます。
日立・東芝・GEの経営陣と向き合うこの訴訟は、今後10年、最高裁まで続くと思われます。原告・核の廃絶を求める世界の人たちとの国際連帯が必要です。原告費用・サポート費は、国内・海外での事務運営、活動資金として活用していきます。振込用紙に「国際連帯」と記入してカンパ、よろしく申し上げます。

国内原告申請者数 1445名
サポ-夕数 83名
カンパ者数 50名

●本の紹介

*『日本における多文化共生とは何か』新曜社 2008年 崔勝久・加藤千香子編
日立就職差別闘争の勝利から34年。グローバリズムと新自由主義のなかで変質する<共生>の概念を、在日とフェミニズムの当事者が「個の位置から」問い直す。「日立闘争とは何だったのか」 崔勝久 続「日立闘争」-職場組織のなかで 朴鐘碩

*『戦後史再考』平凡社 2014年 西川長夫・大野光明・番匠健一 編著
日本が抱える社会問題の根底には何があるのか。
日韓・日朝関係、沖縄、引揚者、外国人労働者、原告-。
<国民の歴史>を問い直す!
第11章 日立就職差別闘争後の歩み
原告メ-カ-訴訟の会・事務局員 朴鐘碩
第13章 原告体制と多文化共生について
原告メ-カ-訴訟の会・事務局長 崔勝久